

会議の名称	令和元年第5回本庄市農業委員会総会	
開催日時	令和元年5月24日（金）	午後2時から 午後3時20分まで
開催場所	本庄市役所 職員厚生室	
出・欠席者	別紙のとおり	
議事日程	1 開会 2 あいさつ 3 議事録署名委員及び書記の指名 4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決 （1）第20号議案 農地法第3条の規定による許可申請について （2）第21号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（通年） （3）第22号議案 農地法第4条の規定による許可申請について （4）第23号議案 農地法第5条の規定による許可申請について （5）第24号議案 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について （6）第25号議案 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画について （7）報告第23号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について （8）報告第24号 農地法第18条第6項の規定による通知について （9）報告第25号 買受適格証明願について 5 事務局連絡事項 6 閉会	

議 事 録

配付資料	1 令和元年第5回本庄市農業委員会総会議事日程 2 令和元年第5回本庄市農業委員会総会議案 3 令和元年第5回総会事務局連絡事項
主管課	農業委員会事務局

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局長	<p>それでは、定刻になりましたので、ただいまより総会を始めさせていただきます。</p> <p>議事日程に従いまして、進めさせていただきます。</p> <p>まず、議事日程1の開会を細野会長代理にお願いいたします。</p>
細野会長代理	<p>こんにちは。本日はお忙しい中、ご苦勞様です。ただ今から令和元年第5回本庄市農業委員会総会を開催いたします。よろしくをお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程2あいさつに移ります。田端会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
田端会長	<p>皆さまこんにちは。本日は大変暑くなりました。今月からクールビズとなりました。ネクタイもはずしていただいても大丈夫ですので、暑さには気をつけてください。隣町の話で恐縮ですが、神川町で大手の農家が急に倒れました。隣接している方がおりましたら、忙しい時期かと思いますが、お手伝いをお願いします。また、この方は農地中間管理事業に参加しておりませんでした。農地中間管理事業では、このようなことがあると2年間は公社が農地を管理しながら、次の耕作者を探してくれます。本庄市では、このようなことなるべくないよう、皆さんには、農地中間管理事業を推進のご協力をお願いします。</p> <p>本日もよろしく申し上げます。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。本日、細野林之助委員、間正委員から欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。</p> <p>次に、総会の定足数についてでございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に、総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができないと規定されております。本日の総会は、在任委員44名中42名の出席となっておりますので、総会が成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>これより議事に入ります。本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、田端会長に議長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>議事日程3議事録署名委員及び書記の指名を行います。</p> <p>私から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>それでは、本日は17番坂本委員及び18番坂爪委員に議事録署名委員を</p>

	<p>お願いいたします。</p> <p>また、会議書記は、事務局の飯島係長を指名いたします。</p> <p>次に、議事日程4付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決に入ります。本日の付議事件は、議事日程のとおり議案6件及び報告3件であります。</p> <p>まず、第20号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第20号議案を説明いたしますので、議案書1ページをご覧ください。</p> <p>第20号議案農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙申請について処分したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第3条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、2ページをご覧ください。申請件数は、1件となります。その内訳は、売買による所有権移転でございます。</p> <p>次に、農地の権利移動についての許可判断要件をご説明いたします。農地法第3条第2項に許可判断の要件が規定されておりまして、まず、全部効率利用要件で、農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと。次に、農作業常時従事要件で、農作業に常時従事すること。次に、下限面積要件で、本庄市では経営面積の合計が50アール以上であること。次に、地域との調和要件で、周辺の農地利用に悪影響を与えないこととなっております。農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと許可できないこととなっております。</p> <p>引き続いて、整理番号1を説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、都島地内の田1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、塩原委員でございます。なお、申請地位置図は、3ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1について、塩原委員の報告をお願いいたします。</p>
塩原委員	<p>6番塩原が報告させていただきます。5月20日、戸塚推進委員と現地確認をし、受人から聞き取りを行いました。3ページ、3-1の地図をご覧ください。申請地は、〇〇〇〇の近くにあり、受人は規模拡大ということで申請しました。申請地は米を作付けしたいということです。受人の農機具所有</p>

	<p>状況を確認したところ、経営農地にて農業経営を充分行えることを確認しました。</p> <p>なお、受人申請地及び所有農地の耕作状況を現地確認したところ、すべての農地が問題なく利用されており、周辺農地への支障の恐れもないかと思えます。皆さまの慎重審議よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>整理番号1について、ご質疑がありましたらお願ひいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、整理番号1については、許可といたします。</p> <p>次に、第21号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)」を上程いたします。事務局より説明願ひます。</p>
事務局長	<p>第21号議案を説明いたしますので、議案書4ページをご覧ください。</p> <p>第21号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)をご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用集積計画を決定したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画内容については、5ページをご覧ください。今回の申請件数は、6件です。畑9筆、面積合計14,346㎡の利用権設定でございます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画について説明します。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、市で公告しますが、決定の要件としては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合することが必要でございます。</p> <p>本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること、その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者がいるものとされており、以上の要件を全て備えることと定めております。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を全て満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>

議長	<p>第21号議案について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第21号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第21号議案については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、第22号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第22号議案を説明いたしますので、議案書6ページをご覧ください。</p> <p>第22号議案農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第4条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第4条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、7ページをご覧ください。申請件数は1件です。引き続き、整理番号1を説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、東五十子地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。申請事由は、宅地進入路です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、立石委員でございます。</p> <p>申請地は、8ページをご覧ください。4-1については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が宅地進入路用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当になるものと思われま。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま。なお、当該申請地につきましては、宅地への進入路として、昭和45年以前より代々使用しており、今般、住宅建設計画の際、当該申請地が農地であり、農地法違反であることを認識したとのことでございます。申請人から始末書が提出され、改めて農地法の許可を得て是正したく申請に至ったとのことでございます。以上でございます。</p>

議長	整理番号1について、立石委員の報告を願います。
立石委員	8番立石が報告いたします。5月19日、飯島推進委員と現地確認と受人から聞き取りを行いました。自己用住宅用地の進入路ということで、敷地に隣接する自作農地の一部を転用するということです。周辺農地への支障の恐れはないかと思えます。皆さまの慎重審議よろしく願います。
議長	整理番号1について、ご質疑がありましたら願います。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。 次に、第23号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。
事務局長	第23号議案を説明いたしますので、議案書9ページをご覧ください。 第23号議案農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。 申請内容については、10ページをご覧ください。申請件数は、7件で、所有権移転5件、使用貸借権1件及び賃借権1件でございます。以上でございます。
議長	それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1について、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号1を説明いたしますので、10ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、今井地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、駐車場用地です。用途地域は、指定なしです。平成31年4月25日付けで、農振農用地区域から除外されています。地区担当は、浅見委員でございます。 申請地は、11ページをご覧ください。5-1については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が(敷地拡張による)駐車場用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第35条第5号に規定する「既存の施設の拡張(拡張に係る部分の敷地の面積が既存の

	<p>施設の面積の2分の1を超えないものに限る。)」に該当し、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1について、浅見委員の報告をお願いいたします。</p>
浅見委員	<p>9番浅見が報告します。5月19日、鯨井委員と申請人の聞き取り及び現地確認を行いました。11ページ5-1の地図をご覧ください。近隣には住宅などがあり、農地の集団性や周辺農地等への支障は無いことから、転用に当たっては特に問題はないと思われます。受人の駐車場が不足したということで、今回の申請に至りました。皆様の慎重審議をよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号1について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に整理番号2について事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号2を説明いたしますので、10ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町金屋地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>申請地は、12ページをご覧ください。5-2については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号2について、私から報告をいたします。5月21日に倉林永次推進委員と現地確認を行いました。申請地は、12ページ、5-2の地図をご覧ください。申請事由は太陽光発電用地です。○○○○○の南に位置し住宅に囲まれた農地です。周辺農地等への支障は無いことから、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくをお願いいたし</p>

	<p>ます。</p> <p>整理番号2について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に整理番号3について事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号3を説明いたしますので、10ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町高柳地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>申請地は、13ページをご覧ください。5-3については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号3についても、私から報告をいたします。5月21日に倉林永次推進委員と現地確認を行いました。申請地は、13ページ、5-3の地図をご覧ください。地図の左上に丸い形で〇〇〇とありますが、そこが頂上となっており、傾斜のある農地の申請となります。申請事由は太陽光発電施設用地です。</p> <p>周辺農地等への支障は無いことから、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>整理番号3について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号3の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に整理番号4について事務局より説明を求めます。</p>

<p>事務局長</p>	<p>整理番号4を説明いたしますので、10ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町高柳地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>申請地は、14ページをご覧ください。5-4については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号4について、私から報告をいたします。5月21日に倉林永次推進委員と現地確認を行いました。申請地は、先ほどの5-3の近くの農地となります。申請事由は太陽光発電施設用地です。</p> <p>周辺農地等への支障は無いことから、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしく願ひいたします。</p> <p>整理番号4について、皆さまよりご質疑がありましたら願ひいたします。 (なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号4の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんで、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に整理番号5について事務局より説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>整理番号5を説明いたしますので、10ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町飯倉地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、吉田委員でございます。</p> <p>申請地は、15ページをご覧ください。5-5については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が自己用住宅用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する</p>

	<p>「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号5について、吉田委員の報告をお願いいたします。</p>
吉田委員	<p>15番吉田よりご説明させていただきます。5月20日に鈴木良美推進委員と受人から聞き取りと現地確認をしました。15ページ5-5の地図をご覧ください。申請地は、西側に道があり、北側に太陽光、南側に住宅があります。申請事由は自己用住宅用地です。農地の集団性や周辺農地等への支障は無いことから、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆さまの慎重審議をよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号5について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号5の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号6について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号6を説明いたしますので、10ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町宮内地内の畑4筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、吉田委員でございます。</p> <p>申請地は、16ページをご覧ください。5-6については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号6について、吉田委員の報告をお願いいたします。</p>
吉田委員	<p>15番吉田が報告いたします。5月22日、鈴木良美推進委員と現地確認及び聞き取り調査を行いました。申請事由は太陽光発電施設用地です。周辺</p>

	<p>には、竹林と太陽光施設があります。農地の集団性や周辺農地等への支障は無いことから、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆さまの慎重審議をよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>整理番号6について、皆さまよりご質疑がありましたらお願ひいたします。 (なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号6の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませぬか。 (異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませぬので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号7について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号7を説明いたしますので、10ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、田中地内の田1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由ですが、農業用資材置場用地とありますが、農業用作業所・倉庫用地と議案の訂正をお願ひします。申し訳ございませぬでした。用途地域は、指定なしです。昭和52年3月25日付けで、農振農用地区域から農業用施設用地として用途変更されています。地区担当は、坂上委員でございませぬ。</p> <p>申請地は、17ページをご覧ください。5-7については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありませぬが、申請事由が農業用作業所・倉庫用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行令第4条第1項第2号イに規定する「申請に係る農地を農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設に供するもの」に該当し、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございませぬ。</p>
議長	<p>整理番号7について、坂上委員の報告をお願ひいたします。</p>
坂上委員	<p>5番坂上が報告させていただきます。5月19日に八木推進委員と受人と渡人から聞き取りと現地確認をしました。受人が個人から法人となり、規模拡大に伴い、現存施設では狭くなってきたので、計画をしたということだす。周辺農地等への支障は無いことから、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆さまの慎重審議をよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>整理番号7について、皆さまよりご質疑がありましたらお願ひいたします。 (なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号7の許可申請について、許可相当</p>

	<p>とすること、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>以上で、議案審議を終了いたします。</p> <p>次に、第24号議案「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第24号議案を説明いたしますので、議案書18ページをご覧ください。</p> <p>第24号議案平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農業委員会等に関する法律第37条の規定に基づき、農業委員会における事務の実施状況について公表したいので、ご提案申し上げます。</p> <p>議案内容ですが、(別紙様式2)の「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について、次のとおり公表するものでございます。</p> <p>1の公表方法ですが、インターネットの利用及び事務所の縦覧によって、公表いたします。2の公表期間ですが、令和元年6月1日から3年間といたします。本日提出、会長。</p> <p>19ページからの平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてでございますが、4月25日開催の平成31年度第1回農地利用最適化推進協議会において内容をご説明させていただきました。その後、委員の皆さまから意見の聴取期間を設けさせていただき、その結果、意見提出がなかったことを報告いたします。意見とは別になりますが、5月1日の改元に伴いまして、19ページ中ほどの2農業委員会の現在の体制の2項目目 新制度に基づく農業委員会とある右側の任期満了年月日ですが、4月の説明資料では、「H33年」と表記してありましたが、「R3年」と訂正させていただきました。以上で、第24号議案の説明を終了します。</p>
<p>議長</p>	<p>第24号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第24号議案については、原案のとおり公表することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第24号議案については、原案のとおり公表することに決定いたしました。</p> <p>次に、第25号議案「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画に</p>

	<p>ついて」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第25号議案を説明いたしますので、議案書27ページをご覧ください。</p> <p>第25号議案令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農業委員会事務の実施状況等の公表について（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づき、農業委員会における活動計画について公表したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、（別紙様式1）の「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について、次のとおり公表するものでございます。1の公表方法ですが、インターネットの利用及び事務所の縦覧によって、公表いたします。2の公表期間ですが、令和元年6月1日から3年間といたします。本日提出、会長。</p> <p>28ページからの令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてでございますが、第24号議案と同様に、4月25日開催の平成31年度第1回農地利用最適化推進協議会において内容をご説明させていただきました。その後、委員の皆さまから意見の聴取期間を設けさせていただき、その結果、意見提出がなかったことを報告し、第24号議案と同様に改元に伴いまして、28ページの表題を「令和元年度」に、ページ中ほどの新制度に基づく農業委員会の任期満了年月日のところを「R3年」と訂正させていただきました。以上で、第25号議案の説明を終了します。</p>
議長	<p>第25号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>（なし、の声）</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第25号議案については、原案のとおり公表することに、ご異議ございませんか。</p> <p>（異議なし、の声）</p> <p>ご異議ございませんので、第25号議案については、原案のとおり公表することに決定いたしました。</p> <p>以上で、議案審議を終了いたします。</p> <p>続きまして、報告に入ります。</p> <p>まず、報告第23号を事務局より願います。</p>
事務局長	<p>報告第23号を説明いたしますので、議案書31ページをご覧ください。</p> <p>報告第23号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、農地法第5条第1項第6号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。</p>

	<p>本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、32ページをご覧ください。専決処分件数は、5件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転などをする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることによって県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第24号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第24号を説明いたしますので、議案書33ページをご覧ください。</p> <p>報告第24号農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項の規定により、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を受領し、同条第1項の規定に基づく合意解約が成立したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>賃貸借契約合意解約通知書の受領件数は、4件です。その通知内容は、34ページをご覧ください。農地の賃貸借につき合意による解約の通知が農地法第18条第1項ただし書の規定により同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないという規定による通知でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第25号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第25号を説明いたしますので、議案書35ページをご覧ください。</p> <p>報告第25号買受適格証明願について、農地に係る競(公)売に参加し、最高価買受申出人となった場合は、農地法第5条第1項第6号の規定による届出を受けられる買受適格者であることの証明について、別紙のとおり本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>証明願の内容については、36ページをご覧ください。専決処分件数は、1件です。裁判所又は国税局等が行う農地の競(公)売については、農業委員会が発行する買受適格証明が必要となります。今回、市街化区域内の農地を農地以外のものにし、所有権移転をする買受申出のため、農地法第5条の届出に係る買受適格者の証明でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただきたいと思います。</p> <p>以上で、報告を終了いたします。</p> <p>皆さまのご協力により、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。</p> <p>ここで、議長の座を降ろさせていただきます。ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p>

	次に、議事日程 5 事務局連絡事項に移ります。
--	-------------------------

	(事務局説明)
--	---------

	閉会
--	----

令和元年第5回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日	令和元年5月24日(金)					
開催場所	本庄市役所 職員厚生室					
開会時刻	午後2時					
閉会時刻	午後3時20分					
会長	田端 講一					
会長代理	細野 俊文					
議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人	地区	推進員氏名	出欠状況
1	細野 俊文	出席		藤田	齋藤 好幸	出席
2	小川 忠	出席			久米 正夫	出席
3	前原 喜夫	出席		仁手	福島 一	出席
4	茂木 伸夫	出席			八木 弘	出席
5	坂上 佳久	出席		旭	戸塚 毅	出席
6	塩原 廣一	出席			亀田 伸一郎	出席
7	茂木 悟	出席		北泉	飯島 和憲	出席
8	立石 勝義	出席			鯨井 雅吏	出席
9	浅見 精治	出席			笠原 正一	出席
10	鈴木 広子	出席		児玉	田島 勇扇	出席
11	宮部 延一	出席			武政 恒雄	出席
12	永尾 路子	出席		金屋	倉林 永次	出席
13	田端 講一	出席			鈴木 良美	出席
14	清水 茂則	出席			奥原 定雄	出席
15	吉田 功	出席		秋平	清水 文夫	出席
16	福田 光男	出席			福島 清次	出席
17	坂本 静枝	出席	○		間正 始	欠席
18	坂爪 裕	出席	○	本泉	倉林 正	出席
19	池田 稔	出席			木村 文子	出席
本庄	細野 林之助	欠席		共和	黒沢 豊	出席
	吉岡 昭	出席			新井 明夫	出席
藤田	内田 徳晃	出席			齊藤 勇	出席

説明員

事務局長	早野 悟
局長補佐兼庶務係長	高山 教子
農地係長	飯島 崇
庶務係主査	飯川 佳紘
農地係主任	新井 靖子
農地係主事補	小林 祥平
環境産業課産業係主事	今井 蘭
臨時職員	津久井 伊久弥

書記

農地係長 飯島 崇